

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
ベンゾトリアゾール等	<p>・環境省:2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールについて http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10330&hou_id=8957 プラスチック製品等の紫外線吸収剤に用いられている。主として肝臓に毒性があり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある、としている。</p> <p>・オーストラリア政府: Benzotriazole Dodecyl p-Cresoの評価 受容できないヒトの健康リスクはもたらさないとされている。</p>	<p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況:なし。 ・経済産業省・厚生労働省・環境省の合同審議会(H17(2005)年11月)において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示唆されたことを受け、国内では、2006年1月以降、製造・販売は行われていない。また、輸入を制限すべき製品を指定している。 ・環境省:平成17年度化学物質環境実態調査の結果(水質:44地点中4地点で検出。最大検出濃度30ng/L) ・2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、難分解性、高蓄積性により、第一種監視化学物質に指定(2004年9月)。2007年に第1種特定化学物質に指定された。